

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウクライナ	M・ルイセソコ記念キエフ音楽学校楽器整備計画に関する日本国政府とウクライナ政府との間の交換公文	M・ルイセソコ記念キエフ音楽学校楽器整備計画を実施するために必要な 1. 楽器及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の楽器の輸送に必要な役務の供与	29,700千円 H18.3.31まで	H17.11.2 キエフで (同日)	日本側 天江喜七郎 在ウクライナ大使 ウクライナ側 イーゴル・リホザイ文化観光大臣	H17.11.16 1064号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。